**大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰について**

資料２

**～大阪府温暖化防止事業活動表彰制度（おおさかストップ温暖化賞）の見直しについて（案）～**

○　特別賞として設定していた「節電賞」は、今年度は募集しない。

**１．おおさかストップ温暖化賞について**

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）を平成19年度から表彰している。（条例第36条）

　平成24年度までは条例に基づく実績報告書から府が候補者を選定していたが、平成25年度からは、中小事業者も含め幅広い取組みを取り上げられるよう、公募方式で実施している。

　また、平成25年度からは、特別賞として『節電賞』を設け、夏の節電期間に電気の需要の平準化について優れた取組みをした事業者等を表彰している。

応募と受賞の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 応募数 | 14 | 25（1） | 21（2） | 20（3） |
| 温暖化対策部門（受賞者数） |  7 | 　4（　） |  7（1） |  7（1） |
| 節電部門（受賞者数） | ― | 　3（　） |  5（1） |  3（2） |

・温暖化対策部門は知事賞・優秀賞の計、（　）内は、特定事業者以外の事業者（中小事業者）数

・H24は府が条例に基づく実績報告書をもとに候補者を選定

**２．おおさかストップ温暖化賞の見直しの内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成27年度まで | 平成28年度から |
| ○表彰【温暖化対策部門】（Ｈ19～）最優秀⇒「知事賞」（１者）優秀　⇒「優秀賞」（６者程度）【節電部門】（Ｈ25～27）優秀　⇒「節電賞」（３者程度） | ○表彰最優秀⇒「知事賞」優秀　⇒「優秀賞」特筆すべき取組み（先進性・効率性・有効性等）⇒「特別賞」 |

＜節電賞　募集の休止理由＞

・東日本大震災後の原子力発電所の稼動停止を起因とする夏期の電力需給ひっ迫に伴う節電は、震災から５年が経過し定着してきた。また、今夏は電力需給のひっ迫に伴う節電要請はしなかった。

＜特別賞＞

・エネルギーの需給状況又は、社会・経済状況等を勘案して、他の事業者等の模範となる特に優れた取組みを実施した事業者等に授与することがある。（大阪府温暖化防止事業活動表彰制度要綱第6条）

＜平成28年度の選考手順＞

①削減実績・取組内容（先進性・効率性・有効性）ともに最も優れた事業者等を「知事賞」に選考

②削減実績・取組内容（先進性・効率性・有効性）ともに優れた事業者等を「優秀賞」に選考

③先進性・効率性・有効性等で特筆すべき取組みを実施した事業者等を「特別賞」に選考

（該当者がある場合）

**３．審査基準の見直しについて**

【大阪府知事賞・優秀賞】

（1）削減実績の評価：温室効果ガスの排出削減を実施していること。

（2）取組み内容の評価

温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げる観点から優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。

**①先進性**　－　技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。

**②効率性**　－　コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いていること。

**③有効性**　－　確実な削減効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者等にも容易に採用可能であること。

【特別賞】

・取組み内容の評価

温暖化防止等の対策の内容において、上記の**①先進性**、**②効率性**、**③有効性**、のいずれかにおいて、特筆すべき取組みを実施し、確実な効果をあげていること。

**４．今後の予定**

7月23日 温暖化対策部会において「ストップ温暖化賞の見直し」について確認

9月中旬～10月中旬 候補者の公募

10月下旬～11月中旬 大阪府担当者による現地確認・ヒアリング

11月下旬～12月上旬 温暖化対策部会において受賞者の決定

12月下旬 授賞式

|  |
| --- |
| **≪参考≫　大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年10月28日大阪府条例第100号）　抜粋**（顕彰の実施）第36条　知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。 |